

善通寺市民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の修繕、補修、増築等及びブロック塀等の撤去を行う者に対し予算の範囲内で、善通寺市商品券（以下「商品券」という。）を交付することにより、環境負荷の低減及び省エネルギー化の推進、安全・安心で快適な住環境の整備並びに市内産業の活性化を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 商品券の交付の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 住宅の修繕、補修、増築等を行う事業（以下「住宅修繕等事業」という。）

(2) ブロック塀等の撤去事業（以下「ブロック塀等撤去事業」という。）

2 交付の対象となる事業は、別表第1に掲げる事業種別に応じ、同表の要件のいずれにも該当するものとする。ただし、ブロック塀等撤去事業において市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 住宅修繕等事業において、次の各号に掲げる住宅については、当該各号に定める範囲を交付の対象とする。

(1) マンション等の集合住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が在する建物で、人の居住の用に供する専有部分（同条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるものをいう。） 交付対象者の占有部分

(2) 店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅 交付対象者の居住部分

（住宅修繕等事業の交付対象者）

第3条 商品券の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）のうち、住宅修繕等事業による交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されており、かつ、市内に居住していること。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団関係者（暴力団員

以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を有し、当該暴力団の威力を背景に同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうもの又は暴力団に資金等を供給すること等により当該暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）でないこと。

(4) 過去に住宅修繕等事業による商品券の交付を受けた者でないこと。

（ブロック塀等撤去事業の交付対象者）

第3条の2 交付対象者のうちブロック塀等撤去事業による交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

（交付対象工事）

第4条 住宅修繕等事業及びブロック塀等撤去事業における工事（以下「交付対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないこと。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 住宅機能の維持若しくは向上又は居住環境の向上のために行う修繕、模様替え等の工事であって、別表第2に掲げる工事であること。
 - イ 住宅の増改築又は減築に係る工事であること。
 - ウ ブロック塀等を撤去する工事であること。
 - エ その他市長が特に認める工事であること。
- (3) 第6条に規定する交付対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の額が30万円以上であること。ただし、ブロック塀等の撤去を行う場合はこの限りでない。
- (4) 第9条第1項の規定による交付決定の後に着手すること。

（交付対象工事施工業者）

第5条 交付対象工事を施工する業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本店を有し、法人にあつては、本市の法人市民税が課されていること、個人にあつては、本市の住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 前項に規定する業者は、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業施工資格登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可に係る建設業許可通知書の写し（同項ただし書の規定に該当する場合は、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による事業の開業等の届出書の写し又は市長が発行する営業証明書）

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないことの表明・確約に関する同意書

(3) 市税を滞納していないことを証する書類
(交付対象経費)

第6条 住宅修繕等事業における商品券の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象工事に要する経費の総額から次に掲げる経費の額を控除した額とする。

(1) 土地の購入及び造成に係る経費

(2) 通路、舗装、庭園、塀、フェンス、車庫、物置その他外構工事に係る経費

(3) 家電製品、家具、設備等の購入及び設置に係る経費

(4) 合併処理浄化槽の設置及び管路工事に係る経費

(5) その他市長が不相当と認める経費

2 ブロック塀等撤去事業における交付対象経費は、交付対象工事に要する経費の総額とする。

3 第1項に規定する交付対象工事の全部又は一部について、次の各号のいずれかの事業の対象となる場合は、これらの事業の適用を優先するものとし、交付対象経費の額から当該事業に係る助成額に相当する額を控除するものとする。

(1) 善通寺市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく耐震対策事業

(2) 善通寺市重度身体障害者住宅改造促進事業実施要綱（平成16年善通寺市告示第81号）の規定に基づく重度身体障害者住宅改造促進事業

(3) 善通寺市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年善通寺市告示第29号）の規定に基づく障害者等日常生活用具給付事業

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅介護住宅改修費及び介

護予防住宅改修費の支給事業

- (5) 善通寺市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成23年善通寺市告示第79号）の規定に基づく住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付対象工事に対する公的助成事業
（商品券の額）

第7条 商品券の額は次の各号によるものとする。

- (1) 住宅修繕等事業にあつては、交付対象経費の額に100分の20を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額とする。ただし、当該額が20万円を超える場合は、20万円とする。
- (2) ブロック塀等撤去事業にあつては、交付対象経費の額に100分の50を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額とする。ただし、当該額が10万円を超える場合は、10万円とする。

（交付申請）

第8条 商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、第2条第1項各号のそれぞれの交付対象につき、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 固定資産課税台帳の写し
- (3) 交付対象工事を行う部分分かる図面又は写真
- (4) 工事見積書
- (5) 申請者が交付対象住宅の所有者と異なる場合は、当該所有者との関係が分かる書類
- (6) 他の公的助成事業の対象となる場合は、当該公的助成事業に係る申請書の写し
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、商品券の交付の可否を決定し、その結果を民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による商品券の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付対象工事の変更)

第10条 前条第1項の規定により商品券の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条の申請書の内容又は記載した事項を変更しようとするときは、当該変更が生じた日から起算して14日以内に民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付変更承認申請書（第4号様式）に同項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付変更承認（不承認）通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(交付対象工事の中止)

第11条 交付対象者は、交付対象工事を中止しようとするときは、直ちに民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付申請取下届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第12条 交付決定者は、交付対象工事が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日（当該日が善通寺市の休日を定める条例（平成元年善通寺市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、当該市の休日の前日）までに、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書等の写し
- (2) 工事代金領収書
- (3) 交付対象工事の施工前後の住宅等の現況及び施工状況の写真
- (4) 他の公的助成事業の対象となる場合は、当該公的助成事業に係る完了報告書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付確定)

第13条 市長は、前条の規定により完了報告書が提出された場合において、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付する商品券の額を確定し、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付確定通知書（第8号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（商品券の交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに商品券を交付するものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により商品券の交付を受けたときは、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券受領書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 商品券の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

(2) 交付対象工事を市長の承認なく変更し、又は中止したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により商品券の交付を受けたとき。

(4) 前3号に定めるものを除くほか、この要綱の規定に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により商品券の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付取消通知書（第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により商品券の交付の決定を取消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に商品券を交付しているときは、交付決定者に対し、民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業商品券交付額返還請求書（第12号様式）により期限を定めて、商品券又は商品券の交付額に相当する金額の返還を命じるものとする。

（報告の徴収及び実地調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は交付対象工事を施工する

業者に対し、交付対象工事の進捗状況及びその成果についての報告を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。この場合において、市長は、交付対象工事が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業種別	要件
住宅修繕等事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交付対象者が所有していること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (2) 交付対象者が自己の居住の用に供していること。 (3) 本市の固定資産課税台帳に登録されていること。 (4) 過去にこの要綱に基づく商品券の交付の対象となっていないこと。
ブロック塀等撤去事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交付対象者が所有していること。 (2) 建築基準法第42条に規定する道路または公共施設の敷地に面していること。 (3) コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の塀（門柱を含む。）で、道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の部分が60センチメートル以上のものであること。 (4) 他の公的助成の対象となっていないこと。

別表 2 (第 4 条関係)

交付対象工事
<p>1 建築物の維持保全、長寿命化を目的としたもの</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、庇、屋根、樋、床、内壁、天井等の修繕工事 (2) 塗装工事 (3) 給排水工事 (4) 建具取替工事 (5) ふすま、障子の張替、畳の表替 (6) 避難設備、防火設備及び換気設備工事 (7) 屋根を不燃材料で葺き替える工事 (8) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事 (9) 浴室、キッチン改修工事</p>
<p>2 環境負荷の低減 (CO₂削減) になることを目的としたもの</p> <p>(1) 窓ガラス交換工事 (2) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器、高効率ガス給湯器等設置工事 (3) 外窓、玄関断熱ドア取替工事 (4) 断熱工事</p>
<p>3 ユニバーサルデザインの推進を目的としたもの</p> <p>(1) 段差解消工事 (2) 手摺設置工事 (3) トイレを洋式に改修する工事</p>
<p>4 耐震性を高めることを目的としたもの</p> <p>(1) 基礎、土台の補強工事 (2) 柱、はり等について補強工事</p>